

第 3 0 号議案

東京都台東区職員団体のための職員の行為の制限の特例に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正に伴い、会計年度任用職員に関し、職員団体のための行為の制限の特例を定めるため提出します。

東京都台東区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年10月台東区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「または」を「又は」に改め、同条第1号中「基き」を「基づき」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 次に掲げる日に任命権者が特に勤務を命じていない場合

イ 東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月台東区条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第10条及び第11条に規定する休日

ロ 勤務時間条例第18条第2項に規定する区規則で定める休日

ハ 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月台東区条例第2号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第12条及び第13条に規定する休日

ニ 勤務時間条例第12条の規定により指定された代休日

ホ 勤務時間条例第18条第2項に規定する区規則で定める代休日

ヘ 幼稚園教育職員勤務時間条例第14条の規定により指定された代休日

(3) 次に掲げる休暇を与えられている場合

イ 勤務時間条例第 13 条第 3 項に規定する年次有給休暇

ロ 勤務時間条例第 18 条第 2 項に規定する区規則で定める
年次有給休暇

ハ 幼稚園教育職員勤務時間条例第 15 条第 3 項に規定する
年次有給休暇

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。